

# 開業直前！冬の北陸旅キャンペーン事業 業務委託仕様書

## 1 目的

新幹線敦賀開業直前の出控えが懸念される1～3月において、富山県、石川県、福井県の北陸三県（以下「三県」とする。）で三県県民等を対象とした共同キャンペーンを実施することで、三県の相互誘客の促進を図るとともに、北陸の魅力をSNSにより全国に発信することで敦賀開業後の県外からの誘客にもつなげる。

- ・キャンペーン期間：令和6年1月上旬～3月上旬
- ・メインターゲット：北陸三県の県民

## 2 業務名

開業直前！冬の北陸旅キャンペーン（以下「本キャンペーン」とする）事業業務委託

## 3 業務の内容等

### (1) 北陸三県の旬の観光情報PR

- ・発信内容例：三県の冬季イベント、魅力的な食や体験の旬の観光情報等  
※具体的な観光情報については、三県が指定するものとする。

#### ①新聞広告

富山県、石川県、福井県の各県の購読者数が最も多い新聞紙面(3紙)において、三県の旬の観光情報を掲載すること。

- ・掲載時期：1月上旬の土曜日又は日曜日のいずれかに1回
- ・掲載仕様：カラー・15段(1面)

掲載広告は三県統一のものとし、掲載広告の制作も行うこと。

#### ②WEB広告

WEB広告の実施については、三県在住で旅行に興味関心がある方へアプローチするなど各県の相互誘客につながるような効果的な仕掛けを提案すること。

また、掲載のWEB媒体については、GoogleやYahoo! JAPANの活用もしくは、その検索結果への掲載にも努めること。

- ・掲載時期：1月上旬から3月上旬

### (2) 三県共同によるインスタ投稿キャンペーンの実施

#### ①実施内容について

Instagramで、ハッシュタグ(※)をつけて北陸三県の観光スポット等を投稿するキャンペーンを実施するもの。

※Instagramの閲覧者(北陸三県民以外)が北陸への旅行意欲の醸成につながるような検索しやすいハッシュタグを複数提案すること。

※三県民にインスタキャンペーンを広く周知し、参加を促すこと、三県内の相互誘客につながる仕掛けを提案すること。

なお、インスタキャンペーンは下記のポイントに留意して実施すること。

- ・投稿写真は、三県の食や観光スポット、観光・温泉施設、観光イベント、伝統工芸等の体験など観光をテーマにした写真とすること。また、投稿す

- る際には、上記提案のハッシュタグと写真のキャプション（被写体に対するレポート）を掲載すること。
- ・投稿に関しては、富山県在住の方が石川県、福井県の投稿を、石川県在住の方が富山県、福井県の投稿を、福井県在住の方が富山県、石川県の投稿を行うことを基本とする。
  - ・一人につき複数の投稿は可とし、1 投稿につき写真枚数の制限はないものとし、多数の投稿を促す仕掛けを講じること。
  - ・三県の相互誘客促進という目的を鑑み、二県投稿した人は当選確率が2倍（石川県民が富山・福井の観光地を投稿等）となるような仕掛けを講じること。
  - ・投稿する写真は、投稿者自身が撮影し、現に投稿者が著作権を有するものに限る。したがって、投稿した写真の著作権は、投稿者に帰属する。
  - ・投稿写真は、北陸三県の広報や PR を目的とした冊子、ウェブサイト等に使用することがあり、北陸三県が認めた第三者に提供することがあることを周知しておくこと。
  - ・投稿写真は原則、キャンペーン期間中に撮影した写真で、未発表のものに限る。ただし、インスタキャンペーン期間中に、個人の SNS 等に掲載した写真は可とすること。
  - ・人物が写っている写真は、投稿者において、インスタキャンペーンに投稿し、インターネットや SNS を通じて一般に公開される可能性があり、また、三県による観光 PR に使用される場合がある旨を説明した上で、肖像権の了承を得ていること。そのため、肖像権等の問題が発生した場合は、三県は一切の責任を負わない。
  - ・投稿写真の撮影にあたっては、各種法令やマナーを遵守し、危険な行為や禁止されている行為によるもの、立入禁止区域や立ち入りが認められていない他人の敷地等に許可なく立ち入ったの撮影等は行わないこと。

② 投稿者の中から抽選で三県の特産品等をプレゼントするもの  
当選者へのプレゼントの内容について提案すること。

なお、プレゼントの条件は下記のとおりとする。

- ・投稿された写真の中から抽選で600件程度を選定し、三県の特産品等をプレゼントすること。また、写真の抽選、当選者への連絡（送付先住所の問い合わせ等）、当選者プレゼントの手配・発送作業をすること。なお、表彰式は実施せず、プレゼントの発送は日本国内に限る。また、送付先不明等、受託者の責めに帰すべき理由でなくプレゼントを発送できなかった場合は、三県と対応を協議すること。
- ・また、上記のほか全ての投稿写真の中から1番多く「いいね」がついた投稿に特賞を設けること。  
※特賞の内容については、後日三県と協議するものとする。
- ・プレゼント本数については、各県5千円相当を200本の計600本とする。上記のほか、目玉のプレゼントとして30万円相当×各県1本または、10万×各県3本を準備すること。
- ・プレゼントの発送は、各実施期間終了後、1ヵ月以内を目安とすること。

- ・プレゼント品については、三県産品（北陸三県内において製造・加工される製品）を優先すること。
- ・食品については、発送時点で賞味期限（又は消費期限）が1か月以上あること。

(3) インスタ投稿キャンペーンに関する情報発信業務

実施内容については、下記の①～③について実施すること。

また、下記以外の方法に加え、より効果的に発信できる方法がある場合は、その方法、スケジュール、場所、回数等についても提案すること。

①本キャンペーンの専用ページの制作

- ・キャンペーン周知のため、写真の投稿条件や贈呈品の情報を掲載する専用ページを制作すること。
- ・専用ページの原稿は、受託者において制作すること。
- ・専用ページの公開期間は、公開日から令和6年3月31日までとする。
- ・専用ページの公開にあたり、ドメインやレンタルサーバー等の必要な機器、設備、セキュリティ対策等は、受託者が用意すること。
- ・Google アナリティクス等を活用したアクセス解析ができるようにすること。
- ・各県の観光ホームページとバナー等で紐づけすること。

②本キャンペーンのWEB広告の実施

- ・本キャンペーンの告知と参加を誘引するインスタグラム広告を行うこと。
- ・本業務の目的を達成するため、ターゲット設定に基づいた最適な配信素材、方法、スケジュール、エリア、配信回数等を提案すること。

③本キャンペーンのチラシの制作

- ・来県者に対して、本キャンペーンを周知し、参加を誘引するため、宿泊施設等で配付するキャンペーンチラシを制作すること。（6万枚程度）
- ・本業務の目的を達成するため、最適なサイズ、製作スケジュール、配布先等を提案すること。なお、チラシの発送代は、受託者が委託料で支払うこと。

#### (4) 報告書作成業務

業務完了後、投稿件数や投稿者の属性、投稿者のフォロワー数の実績、Instagram広告の効果など、ハッシュタグキャンペーンの効果・成果について報告書を作成し、提出すること。

#### 4 制作物（投稿写真を除く）の著作権及び著作者人格権について

- ①制作物の全ての著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）は、北陸三県又は北陸三県が指定する者に帰属するものとし、北陸三県は必要に応じて制作物を北陸三県が認める第 3 者に提供できるものとする。
- ②受託者は、北陸三県に制作物のデータ等を提出するものとし、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て使用し、その旨を三県に報告するものとする。

#### 5 その他

- ①受託者は、三県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- ②受託者は、三県と常に協議しながら業務を進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- ③受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- ④本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- ⑤三県が示した各業務の仕様条件、及び受託者が応募時に提示した内容を達成できない場合は、委託料の減額もあり得る。
- ⑥天災その他経済情勢の激変等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、三県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。